

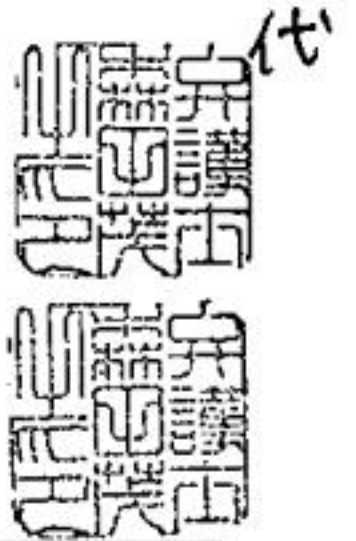
平成26年(ワ)第3241号 損害賠償請求事件
原告 鶴田明日香
被告 社会福祉法人 S 会

証拠説明書(7)

平成28年3月2日

名古屋地方裁判所 民事第4部イC係 御中

原告訴訟代理人弁護士 中谷雄二
同 森田茂



号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲21	論文「生命価値の平等について」	写し H24 ころ	川崎和代	就労可能性の低い障害者の死亡事故に関して、逸失利益の金額が低く計算される現在の実務の算定方法は生命の平等という憲法の大原則に反すること。	
甲22	判例時報の記事	写し H22 ころ	判例時報	重度の自閉症児の福祉施設における事故死についての損害賠償につき、重度障害者も健常者並みに就労の機会が増えつつあるとして、最低賃金額をもとに逸失利益を計算した判例の存在及びその具体的内容。	